

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年九月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

| | |
|---|----------------|
| <p>川越栗橋線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>久喜市北中曾根字金子一五二三番二地 先から同市所久喜字小ヶ原井八〇三番 二地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和元年九月二十七日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>令和元年九月二十七日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第二十一号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 一五九・二五メートル</p> | <p>備考</p> |